

北九州市請負工事安全点検実施要領

制定 平成19年11月1日

改正 平成26年 4月1日

改正 平成28年 4月1日

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の安全点検（以下「点検」という。）について必要な事項を定め、監督員及び現場代理人の安全意識を向上させることにより、工事現場の安全衛生管理の徹底を図ることを目的とする。

(点検の種類)

第2条 点検の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監督課点検 工事担当係長等が実施する点検
- (2) 事前通知点検 検査課が実施する点検で受注者に事前に通知した上で行う点検
- (3) 抜打点検 検査課が実施する点検で、監督課には事前に通知するが、受注者には通知しない点検

(点検の対象)

第3条 監督課点検は、原則として1件の請負金額が200万円以上の全ての工事について実施するものとする。

2 事前通知点検及び抜打点検は、1件の請負金額が200万円以上の工事の中から抽出するものとする。

(点検の内容)

第4条 点検の内容は、別に定める「安全点検チェックリスト」によるものとする。

(点検の時期)

第5条 点検は工事の施工途中において行うものとする。

(点検の方法)

第6条 点検は、工事現場にて、現場代理人に關係資料の提示を求めて行うものとする。

2 請負金額が200万円以上で中間時に検査（一部完成・出来形）を実施する場合は、事前通知点検及び抜打点検を併せて実施することができる。

3 事前通知点検及び抜打点検は、施工計画書点検と併せて実施することができる。

4 中間技術検査では、点検を併せて実施することができる。

(点検結果の通知等)

第7条 検査課長は、事前通知点検及び抜打点検を終了したときは、直ちに当該工事

に係る安全点検結果通知書（別に定める様式第1号）を作成し、工事担当課長に通知するものとする。

2 工事担当課長は、前項の結果への対応が完了したときは、速やかに安全点検結果対応報告書（別に定める様式第2号）を検査課長に提出するものとする。

3 工事担当係長は監督課点検の結果を「安全点検チェックリスト」等により検査員に報告するものとする。

（工事成績評定への反映）

第8条 監督員、工事担当係長（及び検査員）は、点検結果及び対応状況に応じ、工事成績評定に適切に反映するものとする。

（公共工事安全パトロール隊）

第9条 検査課による点検は、検査員又は公共工事安全パトロール隊が実施する。

2 検査員と公共工事安全パトロール隊は、連絡調整を行い、効率的・効果的な安全点検に努める。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成19年11月1日から実施する。

この要領は、平成26年 4月1日から実施する。

この要領は、平成28年 4月1日から実施する。